

公 告

令和元・2年度において広島高速道路公社が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加する者に必要な資格及び資格の追加認定（第1回）の申請手続等は次のとおりです。

令和元年6月20日

広島高速道路公社 理事長 石岡 輝久

1 資格要件

(1) 建設工事

- ① 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していない者であること。
- ② 令和元・2年度の広島県の建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 競争入札参加資格認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

- ① 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していない者であること。
- ② 令和元・2年度の広島県の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 競争入札参加資格認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

2 資格認定の申請手続

(1) 申請書類

① 建設工事

- ア 建設工事競争入札参加資格追加認定申請書
- イ 使用印鑑届・委任状
- ウ 印鑑証明書（原本）
- エ 建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書、許可確認書又は許可通知書のいずれかの写し
- オ 直前に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別紙二（1）又は別紙二（2）営業所一覧表）の写し（必要な場合のみ）
- カ 最新の経営事項審査の結果通知書等の写し（審査基準日が申請日から1年7か月前の日以降のものに限る。「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。）

② 測量・建設コンサルタント等業務

- ア 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格追加認定申請書
- イ 使用印鑑届・委任状
- ウ 印鑑証明書（原本）

(2) 提出部数・・・各1部

(3) 提出方法・・・郵送による提出のみ受付（簡易書留扱いとすること。）

(4) 提出期間・・・令和元年6月20日(木)から令和元年6月28日(金)まで
(令和元年6月28日付消印有効とする。)

(5) 提出先・・・〒732-0033
広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

3 資格の認定及び結果の通知等

広島高速道路公社における資格の認定は、広島県に申請し認定された業種及び業務分野・業務部門とする。認定結果の通知は、資格を認定した日以降、広島高速道路公社総務部総務課窓口での閲覧及び広島高速道路公社ホームページにより公表する。

4 資格の有効期間

原則として資格を認定した日から令和2年度末日までとする。ただし、この資格は、令和3年度においても、その年度における資格が認定される日の前日までは有効とする。

5 提出作成要領及び様式等の配付

(1) 配布期間

令和元年6月20日(木)から令和元年6月28日(金)まで
(公社窓口においては土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

(2) 配布場所

ア 広島高速道路公社のホームページ (<http://www.h-expor.jp>)
調達情報ページ内

イ 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務課経理係

以 上